

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8年 5月 13日

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 嶋 久美子

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

名古屋城本丸御殿長期保全計画策定業務委託

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8年12月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、総額で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 電子入札システムの利用

入札書の提出を名古屋市電子入札システムで行う。紙による入札書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要項に基づき、やむを得ないと認められる事由により観光文化交流局総務課（以下「入札担当課」という。）の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「建設コンサルタント」若しくは「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長

等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(9) 建築士法（昭和 25 年法第 202 号）第 23 条による一級建築士事務所登録をしていること。

(10) 平成 22 年度以降に、元請けとして、延べ面積（部分解体修理については、解体修理部分の延べ面積をいう。）が 100 平方メートル以上の伝統構法木造建築物（城郭、神社、仏閣、茶室又はその他の歴史的建築物に限る。）の全解体修理、部分解体修理、新築又は復元を目的とした実施設計又は工事を履行した実績を有する者であること。なお、ここでいう「その他の歴史的建築物」とは、次のアからウのいずれかの建築物をいう。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項に基づき文部科学大臣が指定する重要文化財

イ 法第 27 条第 2 項に基づき文部科学大臣が指定する国宝

ウ 江戸時代以前（西暦 1867 年以前）に建設された建築物

(11) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-0031

名古屋市中区本丸1番1号

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

電話 052-231-1700

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 8年 5月26日午前 9時00分から

令和 8年 5月27日午前10時00分まで

(4) 開札日時及び開札場所

日時 令和 8年 5月27日 午前10時10分

場所 〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局総務課（入札担当課）

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3106

電子メールアドレス keiyaku-10@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

4 本公告に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子入札システムにより送信すること。ただし、やむを得ないと認められる事由により電子入札システムの利用ができない者は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により質問を行うことができる。

(2) 質問期限

令和 8年 5月20日 午後 5時00分

(3) 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供するほか、調達情報サービスに回答を掲載する。併せて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

電子メール等にて質問を受け付けた場合には、質問者には上記のほかに個別に電子メール等にて回答する。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、入札担当課の承諾を得た場合に限り、電子メール等により提出することができる。

提出期間

落札候補者決定通知日の翌日から起算して 2 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内の午後 5 時 00 分まで

(8) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。